

家計統計における記載例

○ 標本設計＜…試行水準 3＞

標本設計の概要 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/hyohon.htm>

目次

I 平成25年標本改正の概要 (PDF:326KB)

- 1 基本的な方針 ……1
- 2 「二人以上の世帯」の平成25年標本改正の詳細 ……2

II 母集団、層化及び抽出方法 (PDF:866KB)

- 1 概要 ……5
- 2 母集団 ……5
- 3 市町村の層化 ……10
- 4 調査市町村の抽出 ……13
- 5 調査世帯数の配分 ……14
- 6 調査単位区の抽出 (一般単位区) ……17
- 7 調査世帯の抽出 ……18

- 参考 [実際に調査された世帯と最初に抽出された世帯の世帯属性別分布について \(PDF:106KB\)](#)

III 調査世帯、調査単位区及び市町村の交替 (PDF:326KB)

- 1 概要 ……20
- 2 調査期間の終了による調査世帯の交替 ……20
- 3 調査単位区の交替 ……20
- 4 調査市町村の交替 ……23

IV 平均値及び標本誤差の推定方法

- 1 [二人以上の世帯 \(PDF:345KB\)](#) ……24
- 2 [単身世帯 \(PDF:368KB\)](#) ……30

別表1 地方・都市階級、層別市町村一覧

- 1 [県庁所在市、政令指定都市 \(PDF:167KB\)](#) ……42
- 2 [中都市、小都市A \(PDF:277KB\)](#) ……43
- 3 [小都市B・町村 \(PDF:347KB\)](#) ……47

【標本誤差の概要と結果表 (平成25年)】

ア 標本誤差の概要 (二人以上の世帯) (PDF:216KB)

- 1 全国の年平均支出金額の標準誤差率
- 2 全国の月別支出金額の標準誤差率
- 3 地方別年平均支出金額の標準誤差率
- 4 世帯人員別年平均支出金額の標準誤差率

イ 標本誤差に関する主な結果表

※ [家計調査 標本設計の概要 \(平成20年\) のページ](#)

○ 情報収集方法（調査方法）＜…試行水準２＞

家計調査の概要 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm>

6 調査の方法

調査は次のような流れで行われています。

調査内容	作業者
(1) 調査票の設計，調査方法などの企画・設計，調査地域の選定	総務省統計局
(2) 調査員の選任・指導，調査世帯の選定	都道府県・指導員
(3) 調査地域の世帯名簿の作成，調査の依頼，調査票の配布	調査員
(4) 調査票（家計簿など）の記入	世帯
(5) 調査票の回収	調査員
(6) 調査票の提出・整理	都道府県・指導員
(7) 調査結果の集計・公表	総務省統計局

家計調査の概要 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/2015np/pdf/gyl.pdf>

3 調査方法

(3) 調査事項と調査方法

調査は、「世帯票」，「家計簿」，「年間収入調査票」及び「貯蓄等調査票」（二人以上の世帯のみ）の４種類の調査票を用いて行う。

ア まず，調査を行う世帯の世帯員及び住居に関する事項を「世帯票」（p. 423）によって，調査員が質問して調査する。

イ その後，６か月間（単身は３か月間），勤労者世帯及び勤労者以外の世帯のうちの無職世帯については家計上の収入及び支出を，勤労者以外の世帯（無職世帯を除く。）については家計上の支出のみを，調査世帯が日々「家計簿」（p. 420）に記入する。

記入は，品目ごとに，支出金額のほか購入数量（二人以上の世帯のみ。なお，2002年からの食料の数量は，記入開始１か月目のみ。）も記入する。購入数量は，総務省統計局から配布された「はかり」を用いて量る。なお，家計簿は１か月を２期に分け，月２冊を調査世帯に配布し，半月ごとに調査員が収集する。

ウ 記入開始後１か月目の後半に調査世帯が自ら「年間収入調査票」（p. 424）に記入することによって記入開始月を含む過去１年間の収入を調査する。

エ 二人以上の世帯について，記入開始３か月目の前半に調査世帯が自ら「貯蓄等調査票」（p. 425）に記入することによって，貯蓄や負債の現在高等を調査する。

オ 調査をどうしても引き受けられない世帯の場合には，世帯員及び住居に関する事項と１か月間の家計費総額を「準調査世帯票」（p. 424）によって調査員が質問して調査する。

○ 集計・推計方法＜…試行水準 2＞

家計調査の推計方法 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/suikei.pdf>

1 集計の手順

調査票は調査員が収集し、都道府県統計主管課で審査した後、総務省統計局に提出される。これを、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）で受付後、家計収支については、家計簿の1行1行の記入に対し「収支項目分類」に従って内容審査と同時に分類格付及び入力を行う。この収支項目分類の項目数は約570項目に上る。入力された調査票の内容は、統計センターの電子計算機によって集計される。貯蓄・負債については、貯蓄等調査票を光学式文字読取装置（OCR）により読み取り、集計される。

2 推定式

推 定 式 一 覧

【式1】二人以上の世帯

$$\bar{X} = \frac{\sum_i \sum_j \sum_k \sum_l X_{ijkl} \cdot \alpha_{ij} \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right)^* \cdot C_{ik}}{\sum_i \sum_k W_{ik}}, \quad C_{ik} = \frac{W_{ik}}{\sum_j \alpha_{ij} \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right)^* \cdot P_{jk}}$$

$\bar{X}$: ある品目の全国平均支出金額（二人以上の世帯）

X : " ある世帯での支出金額

α : 調整係数（調査市町村別）

N : 調査世帯数

P : 集計世帯数

* $1 \leq \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right) \leq 2$ とする。

C : 補正係数

W : 調査対象世帯数（二人以上の世帯、労働力調査の推定値）

i : 地方10区分

j : 調査市町村

k : 世帯人員4区分

l : 世帯（二人以上の世帯）

家計調査における季節調整値の改定について

http://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/pdf/rev_sa.pdf

家計調査において作成している季節調整値は、毎年1月分結果公表時及び1～3月期結果公表時に、推計に用いる期間に前年の1年間を追加し、季節調整値の再計算を行い、過去に遡って改定している。

(1) 二人以上の世帯

○ 月次系列については、推計期間を2000年1月から前年12月までとし、2000年1月以降の数値について改定を行っている。

○ 前年まで用いていたARIMAモデル及び回帰変数は原則として変更せず、前々年1月以降の直近2年間について、外れ値の追加を行う。

新たに追加する外れ値は、原則として直近2年間について季節調整プログラムの自動検出機能により検出されたものを採用している。

※ 季節調整の方法は、センサス局法（X-12-ARIMA）を用いており、うるう年、月末の曜日、休日などの変動の要因を含めている。

詳細は「家計調査の結果を見る際のポイントNo.12」を参照されたい。

※ 使用しているスペックファイル、ARIMAモデル及び回帰変数については、（参考1）及び（参考2）を参照。

○ 二人以上の世帯の四半期系列については、月次系列の3か月単純平均としている。

統計結果の公表情報 http://www.stat.go.jp/data/kouhyou/e-stat_kakei2016.xml

家計収支編 平成 27 年（2015 年）12 月分 二人以上の世帯

公表日：平成 28 年 1 月 29 日 8 時 30 分

○ 標本誤差＜…試行水準 2＞

家計調査の概要 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/2015np/pdf/gyl.pdf>

4 集計方法

(3) 推定値の標本誤差

表 2 二人以上の世帯及び単身世帯の
主要費目別支出金額の標準誤差率（％）

項 目	二人以上の世帯	単身世帯		
		平均	男性	女性
消 費 支 出	0.4	1.2	2.0	1.3
食 料	0.2	1.1	1.7	1.1
住 居	2.4	3.4	4.6	4.8
光 熱 ・ 水 道	0.2	1.0	1.8	1.2
家 具 ・ 家 事 用 品	1.3	4.0	7.7	4.6
被 服 及 び 履 物	0.8	4.1	7.4	4.9
保 健 医 療	1.0	3.9	8.7	3.4
交 通 ・ 通 信	1.4	2.6	4.0	2.7
教 育	2.3	—	—	—
教 養 娯 楽	0.7	2.8	4.8	2.8
そ の 他 の 消 費 支 出	0.7	3.0	6.4	2.6

標本設計の概要 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/hyohon.htm>

- IV 平均値及び標本誤差の推定方法
- 1 二人以上の世帯(PDF:345KB).....24
 - 2 単身世帯(PDF:368KB).....30

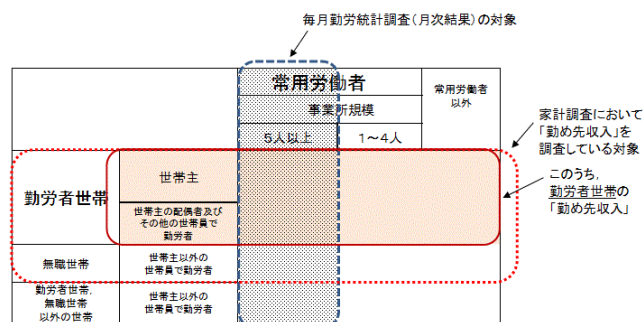
○ 他統計との比較・分析＜…試行水準 2＞

家計調査に関する Q&A（回答） <http://www.stat.go.jp/data/kakei/ga-1.htm>

Q H-3 家計調査の収入は毎月勤労統計調査の賃金とどのように違うのですか？

A 家計調査の「実収入」（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）は、全ての世帯員の収入を合算した1世帯当たりの平均収入を表すものです。これに対して、毎月勤労統計調査（厚生労働省）の「現金給与総額」は労働者1人当たりの平均賃金を表すものです。また、「実収入」は、勤め先収入のほか、事業・内職収入、公的年金給付等の社会保障給付も含まれる広い概念です。このように概念や対象とする範囲が異なるため、賃金統計と比較する際には、留意する必要があります。

家計調査と毎月勤労統計調査（月次結果）の対象範囲の違い



注：家計調査の実収入には、「勤め先収入」のほか「事業・内職収入」、公的年金などの「社会保障給付」などが含まれる。